

令和 8 年

長岡市教育委員会
2 月定例会

議

案

議案第 3 号

専決処理について

次の事項は、その処理に急を要したため、長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

専決第 1 号 補正予算の要求について

専決第 1 号

専決処理書

長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

令和 8 年 2 月 12 日

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

補正予算の要求について

令和 8 年 2 月補正予算を、別紙のとおり要求する。

令和8年2月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
教育 施設課	4,870,058	4,885,877	【歳 入】 (国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金)		・国の令和7年度一般会計補正予算により前倒しで交付決定を受ける令和8年度実施予定事業の長寿命化改良及び大規模改造（空調、バリアフリー、トイレ、屋体LED照明器具整備）について、小学校11校、中学校19校、総合支援学校1校、高等総合支援学校1校の補助金を受け入れるもの。 なお、事業実施において補助金以外の事業費は市債等を充てるもの
			・小学校費補助金		
			◦ 学校施設環境改善交付金（総合経済対策分）	403,082	
			・中学校費補助金		
			◦ 学校施設環境改善交付金（総合経済対策分）	341,262	
			◦ 公立学校屋内運動場空調設備設置等事業交付金（総合経済対策分）	53,790	
			・総合支援学校費補助金		
			◦ 学校施設環境改善交付金（総合経済対策分）	524	
			(市債・市債・教育債)		
			・小学校債		
			◦ 宮内小学校校舎等大規模改造事業（総合経済対策分）	664,500	
			◦ 川崎東小学校校舎等大規模改造事業（総合経済対策分）	268,100	
			◦ 小学校施設整備事業（総合経済対策分）	907,300	
			・中学校債		
			◦ 江陽中学校校舎等大規模改造事業（総合経済対策分）	1,929,800	
			◦ 中学校施設整備事業（総合経済対策分）	295,200	
			・総合支援学校債		
			◦ 総合支援学校施設整備事業（総合経済対策分）	6,500	

令和8年2月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
			【歳 出】 (教育費・小学校費・学校建設費) ・小学校大規模改造事業費（総合経済対策分） 。工事請負費（富曽亀小・石坂小・才津小・希望が丘小・和島小学校 冷暖房設備改修工事、表町小・越路西小・和島小・寺 泊小・与板小学校屋内運動場ＬＥＤ照明器具整備工事） ・継続費・宮内小学校校舎等大規模改造事業費（総合経済対策分） 。委託料（監理委託） 。工事請負費 ・継続費・川崎東小学校校舎等大規模改造事業費（総合経済対策分） 。委託料（監理委託） 。工事請負費 (教育費・中学校費・学校建設費) ・中学校大規模改造事業費（総合経済対策分） 。委託料（南中・北中・栖吉中・東北中・西中・江陽中・堤岡中・ 関原中・大島中・青葉台中・旭岡中・中之島中・越路中・ 寺泊中・川口中学校屋内運動場空調設備設置等工事実施 設計委託、南中・江陽中・旭岡中・中之島中・寺泊中・ 川口中学校屋内運動場空調方式等検討業務委託） 。工事請負費（栖吉中・東北中・西中・越路中・刈谷田中・与板 中学校特別教室冷房設備設置工事、北中・西中・ 堤岡中・山古志中・北辰中学校屋内運動場ＬＥＤ 照明器具整備工事） ・継続費・江陽中学校校舎等大規模改造事業費（総合経済対策分） 。委託料（監理委託） 。工事請負費 (教育費・総合支援学校費・総合支援学校費) ・継続費・総合支援学校・高等総合支援学校冷暖房設備改修事業費 （総合経済対策分） 。工事請負費	1,066,826 10,489 844,411 4,587 318,837 139,290 269,868 34,276 2,189,969 7,324	・国の令和７年度一般会計補正予算により前倒 しで交付決定を受ける令和８年度実施予定事業 の長寿命化改良及び大規模改造（空調、バリア フリー、トイレ、屋体ＬＥＤ照明器具整備）に ついて、小学校11校、中学校19校、総合支援学 校１校、高等総合支援学校１校を実施するも の。 なお、全事業が年度内に完了しないため、翌 年度に繰越するもの

令和8年2月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
保 育 課	2,300	3,450	【歳 入】 (国庫支出金・国庫補助金・民生費国庫補助金) ・ 児童福祉費補助金 ◦ 事業継続支援事業補助金 (総合経済対策分) (県支出金・県補助金・民生費県補助金) ・ 児童福祉費補助金 ◦ 事業継続支援事業補助金 (総合経済対策分)	1,150	・ 物価高騰の状況下でも安定的な地域子ども・子育て支援事業を継続するために新設された補助事業に伴い、国の補助金を受け入れるもの
			【歳 出】 (民生費・児童福祉費・児童措置費) ・ 特別保育推進事業費 (総合経済対策分) ◦ 事業継続支援事業	1,150	・ 物価高騰の状況下でも安定的な地域子ども・子育て支援事業を継続するために新設された補助事業に伴い、県の補助金を受け入れるもの
				3,450	・ 物価高騰の状況下でも安定的な事業運営が継続できるよう、下記事業の実施者に対して支援するもの ○特別支援教育・保育事業 ○延長保育事業 ○地域子育て支援センター事業 ○一時保育事業 ○一時預かり事業 (幼稚園型) ○病児・病後児保育事業
合 計	4,872,358	4,889,327			

令和 8 年 2 月補正予算見積総括表

継続費

(単位：千円)

課 名	事 項	総額	年度	年割額	説明
教育施設課	(教育費・小学校費・学校建設費) 川崎東小学校校舎等大規模改造事業	3,244,236	令和 7 年度	323,424	令和 8 年度に実施を予定した川崎東小学校校舎等大規模改造事業について、国の令和 7 年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付に伴い、令和 7 年度に前倒して実施するため、令和 7 年度から令和10年度までの 4 か年の継続費を設定するもの
			令和 8 年度	1,000	
			令和 9 年度	1,946,541	
			令和10年度	973,271	
教育施設課	(教育費・総合支援学校費・総合支援学校費) 総合支援学校・高等総合支援学校冷暖房設備改修事業	742,368	令和 7 年度	7,324	令和 8 年度に実施を予定した総合支援学校・高等総合支援学校冷暖房設備改修事業について、国の令和 7 年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付に伴い、令和 7 年度に前倒して実施するため、令和 7 年度から令和10年度までの 4 か年の継続費を設定するもの
			令和 8 年度	100	
			令和 9 年度	363,760	
			令和10年度	371,184	

令和 8 年 2 月 補正予算見積総括表

継続費補正

(単位：千円)

課 名	事 項	総額			年度	年割額			説明
		補正前	補正額	計		補正前	補正額	計	
教育施設課	(教育費・小学校費・学校建設費) 宮内小学校校舎等大規模改造事業	2,853,200	0	2,853,200	令和 5 年度	284,400		284,400	令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 か年で継続費を設定している宮内小学校校舎等大規模改造事業について、国の令和 7 年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付に伴い、令和 8 年度に実施を予定していた工事の一部を令和 7 年度に前倒して実施するため、継続費の年割額を変更するもの
					令和 6 年度	1,711,900		1,711,900	
					令和 7 年度	1,000	854,900	855,900	
					令和 8 年度	855,900	△ 854,900	1,000	
教育施設課	(教育費・中学校費・学校建設費) 江陽中学校校舎等大規模改造事業	3,708,742	0	3,708,742	令和 6 年度	369,874		369,874	令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 か年で継続費を設定している江陽中学校校舎等大規模改造事業について、国の令和 7 年度一般会計補正予算による学校施設環境改善交付金の前倒しでの交付に伴い、令和 8 年度に実施を予定していた工事の一部を令和 7 年度に前倒して実施するため、継続費の年割額を変更するもの
					令和 7 年度	1,000	2,224,245	2,225,245	
					令和 8 年度	2,225,245	△ 2,224,245	1,000	
					令和 9 年度	1,112,623		1,112,623	

令和8年2月補正予算見積総括表

繰越明許費

(単位：千円)

課 名	歳 入	歳 出	事業名及び事業の概要	繰越額	説 明
教育施設課	1,462,295	1,475,984	【歳 入】 (国庫支出金・国庫補助金・教育費国庫補助金) ・ 小学校費補助金 ◦ 学校施設環境改善交付金 (総合経済対策分)	158,692	・ 年度内の事業完了が見込めないことから、 予算を次年度に繰り越すもの
			・ 中学校費補助金 ◦ 学校施設環境改善交付金 (総合経済対策分)	47,313	
			◦ 公立学校屋内運動場空調設備設置等事業交付金 (総合経済対策分)	53,790	
			(市債・市債・教育債) ・ 小学校債 ◦ 小学校施設整備事業 (総合経済対策分)	907,300	
教育施設課	1,462,295	1,475,984	・ 中学校債 ◦ 中学校施設整備事業 (総合経済対策分)	295,200	
			【歳 出】 (教育費・小学校費・学校建設費) ・ 小学校大規模改造事業費 (総合経済対策分) ◦ 工事請負費 (富曾亀小・石坂小・才津小・希望が丘小・和島小学校冷暖房設備 改修工事、表町小・越路西小・和島小・寺泊小・与板小学校屋内 運動場LED照明器具整備工事)	1,066,826	
			(教育費・中学校費・学校建設費) ・ 中学校大規模改造事業費 (総合経済対策分) ◦ 委託料 (南中・北中・栖吉中・東北中・西中・江陽中・堤岡中・関原中・大島中・ 青葉台中・旭岡中・中之島中・越路中・寺泊中・川口中学校屋内運動場 空調設備設置等工事实施設計委託、南中・江陽中・旭岡中・中之島中・ 寺泊中・川口中学校屋内運動場空調方式等検討業務委託)	139,290	
			◦ 工事請負費 (栖吉中・東北中・西中・越路中・刈谷田中・与板中学校特別教室 冷房設備設置工事、北中・西中・堤岡中・山古志中・北辰中学校 屋内運動場LED照明器具整備工事)	269,868	
合 計	1,462,295	1,475,984			

議案第 4 号

長岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置
実施計画の改訂について

令和 8 年 1 月 27 日に決定した長岡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり改訂する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

**長岡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和 8 年度～令和 12 年度)**

**令和 8 年 4 月
長岡市教育委員会**

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨 ―教育職員の働きやすさと働きがいの両立による教育の質の向上を目指して―

本市は、「人づくり」を第一とする「米百俵」の精神を受け継ぎ、多くの市民の知恵と力によって復興・発展を遂げてきたまちである。未来を担う子どもたちのために、教育職員には、保護者・地域住民と目標を共有し、連携・協力して、役割分担をしながら教育の質を高めていくことが求められている。

市立学校では、教育職員の努力と保護者・地域住民の理解を得て、働き方改革の取組を進め、業務の精選及び時間外勤務の削減に取り組んできたことから、教育職員の過重な負担と長時間労働の実態は改善しつつある。しかし、学校教育に対するニーズの変化や増加、課題の多様化・複雑化等により、学校が社会で果たす役割や教育職員が担う責任や期待はますます増大している。また、学校だけでは解決が困難な課題も増加して、他の組織や専門機関との連携協働に多くの時間を費やす状況にもある。

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行される。あわせて、給特法等一部改正法第1条により新設した給特法第8条第1項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「計画」という。）を定めるものとしたこと等を踏まえ、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号。）が全部改正され、公示されている（令和7年文部科学省告示第114号。以下「指針」という。）。

この「指針」に基づき、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることが求められている。

そのため、学校の勤務環境や働き方、学校・家庭・地域社会の役割等を改めて整理し、教育職員の働きやすさと働きがいの両立を目指す学校における働き方改革を一層推進していく。そして、この取組により、教育職員が、教育に対する熱意と使命感を更に高め、やりがいや充実感をもつことで、子ども一人ひとりの個性が輝き、幸せな社会を創り出していける教育を推進するものである。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和2年10月、文部科学省が策定した「公立学校の勤務時間の上限に関するガイドライン」を受けて、長岡市教育委員会が「長岡市立学校における教職員の働き方改革のガイドライン」として、その取組の方向性、取組の具体等を示し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

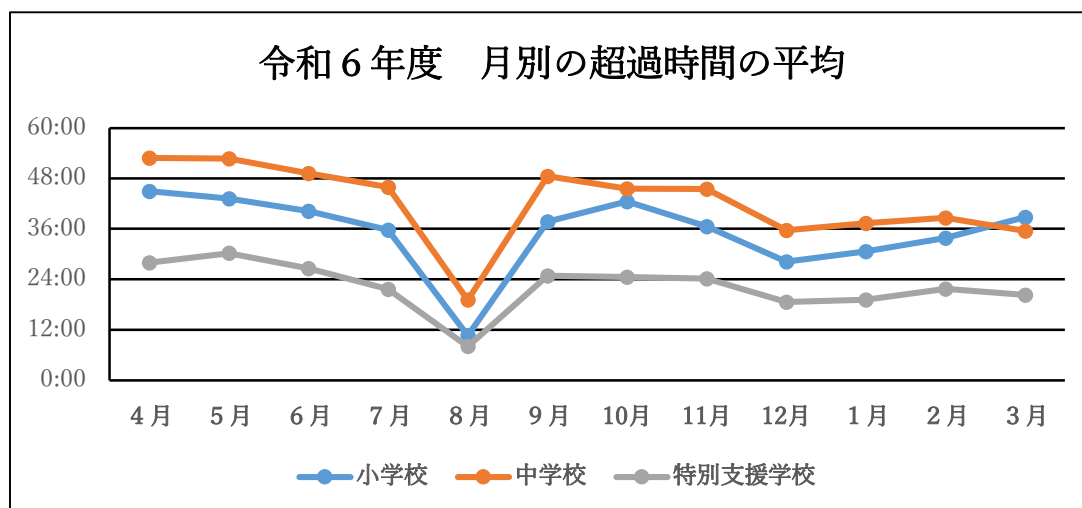
【時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 1 月でも上回る割合	月 80 時間を 1 月でも上回る割合
小学校	35h15m	62.1%	9.2%
中学校	42h12m	68.2%	37.9%
特別支援学校	22h19m	23.0%	5.9%

- 令和6年度の時間外在校等時間が1月でも45時間を上回る割合は全体では60.9%である。時間外在校等時間の主な理由は、教材・授業準備や部活動・課外活動などの業務の割合が高い。
- 月別の超過時間の平均は、以下のとおり推移していた。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
小	44h58m	43h09m	40h13m	35h45m	10h38m	37h44m
中	52h52m	52h43m	49h12m	45h54m	19h05m	48h29m
特支	27h58m	30h14m	26h35m	21h36m	8h04m	24h51m

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
小	42h30m	36h33m	28h13m	30h39m	33h51m	38h44m	35h15m
中	45h31m	45h30m	35h40m	37h19m	38h37m	35h31m	42h12m
特支	24h31m	24h07m	18h33m	19h07m	21h44m	20h15m	22h19m



月別の超過時間の平均では、小学校・特別支援学校において、45 時間を下回っているが、中学校は主に部活動を理由として 45 時間を上回る状況であった。しかし、時間外在校等時間が、1 月でも 45 時間を上回る全体の割合（60.9%）から、月によっては 45 時間を上回る勤務状況が散見される。

以上のことから、学校と教師の「業務の 3 分類」を踏まえた実効性のある見直しを図ることによって、教育職員一人ひとりの勤務状況を的確に把握しながら、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

（1）時間外在校等時間に関して

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の割合及び、1 年間時間外在校等時間が 360 時間を超える教育職員の割合を 0 %にすることを目指す。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にすることを目指す。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関して

【カッコ内は令和 6 年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 13 日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以内にすることを目指す。

【13.1%】

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、活き活きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できているか、ストレスチェックにおける以下の項目から検証して、各項目の肯定的評価の割合が増加することを目指す。

□仕事をしていると活力がみなぎるように感じる。【55.9%】

□自分の仕事に誇りを感じる。【83.2%】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）

※本期間中においても、随時、実施状況等に合わせて取組内容を見直し、本計画を更新・改訂していくものとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 文部科学省が示す「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校と教師の業務の3分類		
イ 学校以外が担うべき業務	ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務	ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成 ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の開錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動	⑭ 給食の時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備 ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

（「指針」第2章第3節(2)より）

本市では、上表の「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、イ～ハの業務における本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。セーフティーパトロールなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、休日・夜間における緊急時のサポートコールを活用するなどして、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・子どもふれあいネットワーク会議（学校・関係機関・地域による児童生徒の支援事業の一環）等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- ・学校での電話受付の目安時間の時間帯設定や留守番電話機能による対応について、保護者や地域への周知啓発を行い、可能な限り勤務時間内での対応を推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金のうち給食費については、国の給食費無償化の実施に合わせ、市の歳入歳出予算に計上し、かつ、支払い方法等の検討を進め、令和10年度予算を目途に公会計化の実施予定で準備を進める。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・各学校の実情に合わせて、CSディレクターなどの地域人材を活用して、学校運営協議会の場や地域学校協働活動の活性化を円滑に進められるよう「長岡版コミュニティ・スクール」の取組を推進する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・長岡市「カスタマーハラスメント対応マニュアル」を踏まえて、カスタマーハラスメントへの対応等を行うとともに、令和9年度までに、有識者や学校現場の声などの実態の把握に努め、市長部局とも連携して教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる仕組みや体制を整備する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される提出文書や調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・オンラインアンケートツール等を活用することで事務処理の工数を減らし、事務負担を軽減する。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・老朽化が進んでいる学校プールについては、老朽化の状況や学校規模等を踏まえながら廃止を検討し、教育活動に支障とならない範囲で、学校プールの共用化や市営・県営・民間プールの利用への移行を図り、可能なところから、順次、廃止している。今後も、状況等に合わせて適切に進めていく。
- ・学校開放等における鍵の受け渡し業務に係る負担の軽減等を図るため、学校体育館の出入口へのスマートロックの設置を、中学校から開始した。引き続き、未設置校への設置とともに、小学校体育館への導入を検討する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和7年9月、市認定の長岡市地域クラブ（愛称：ながおかCome100クラブ）による活動を開始し、休日の学校部活動の地域展開を実現している。この取組の進捗状況等を把握しながら、国のガイドラインに基づく「長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針」に沿った活動の充実を図る。
- ・平日の部活動については、学校の実状や地域性に合わせて、今後も部活動指導員の配置の継続を進める。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備等を補助する教育補助員などの配置を学校の実情を把握しながら継続する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術、生成AI等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・子ども・青少年相談センターやこども家庭センター（みらいのたねサポートチーム）が中核となって、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を進め、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、発達支援アドバイザー、心理士、作業療法士などの医療・福祉に関する専門職を生かして児童生徒・家庭へのきめ細かな支援を行う。

（2）学校における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

① 時間外在校等時間が大幅に超過する教育職員への管理職の面談と指導等

- ・長岡市「SchoolTimeReco 出退校打刻システム」を用いて、1日の時間外の勤務時間が1時間を超えた場合、時間外の勤務時間に行った主な業務を選択肢（学校行事、教材研究、部活動、PTA、試験問題作成・成績処理、生徒指導・児童生徒保護者対応など）から選び、超過勤務の業務内容を見える化する。
- ・管理職は、各月15日と末日に所属の教育職員の勤務時間及び時間外に行った業務内容を確認する。1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対しては必ず面談を実施する。長時間の超過勤務の理由となった業務の内容、

業務を担当する他の教育職員の状況、今後の業務の見通し等を話し合い、指導・助言及び実効性のある解決策を講じる。その後、各校の状況に応じて業務内容や校務分掌等を見直し、年度の途中であっても校務分掌等の適正化・平準化に向けた改善を進める。

② 年間授業時数等の適正配当の推進

- ・各学校における年間授業日数及び年間授業時数、校時表等を適切に配当・設定することにより、児童生徒の下校時刻を早め、教育職員の授業準備等の時間を確保することで、質の高い教育を提供する。
- ・標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合、当初の目的やねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行うなど、下回るように努める。特別な教育活動のためにこれを上回る場合は、教育委員会に相談する。

③ 長岡市中学校部活動の平日の取組の工夫

- ・休日の地域クラブとも連携して、管理職は、生徒が所属する部活動及び同種の課外活動（保護者会主催の練習、社会体育の活動等）を総合的に把握し、基本方針の徹底と適切な活動時間の遵守を指導する。

④ 業務改善に向けた校内の意見収集と改善

- ・各学校は、校務DXや業務改善に関する会議や研修を開催して意見交換を行い、教育職員から広くボトムアップ式に業務改善の意見を収集する。そこで出された改善案や意見、共通の課題等を、全教育職員が共有し、その解決や改善に向けて取り組む。

⑤ 各学校における働き方改革の目標設定と実践及び管理

- ・各学校において、教育職員の働き方改革の取組に向けて課題を洗い出し、課題の解決に計画的に取り組む目標設定、活動の立案・実践・評価を行う。
- ・年度当初からの実施を目指して、検討を行う取組（例：長期休業日数や校時表の見直し、小学校の一部教科担任制の導入等）や、年度途中でも変更可能な取組（例：級外職員を含めた全職員担任制、道徳の一内容項目を学年部教員がローテーションして学年複数クラスを担当するなどの体制の構築等）を実施し、改善に向けて取り組む。
- ・教育職員が放課後の時間を計画的に使用し、業務に集中して効率的に取り組める環境作りを目指す。一例として、月曜日は会議開催日、水曜日は部活動休止日、木曜日は事務作業日などと、学校全体や学年部等の単位で学期や月等の単位で設定し、取り組む。取組の内容は、保護者や地域、業者等に周知し、可能な範囲で電話連絡や訪問を避けてもらうよう理解と協力を求める。

⑥ 教育職員の自己申告シートの活用

- ・教育職員が作成する自己申告シートに、働き方改革の視点を導入する。教育職員が担当する校務分掌や自己研修のテーマ等に応じて課題や改善方法、評価の視点を記載する際、働き方改革の視点から内容を再検討するように変更する。年間を通して取組を進め、管理職は、観察・面談等で取組の内容を評価・助言し、適切に働き方改革を進められるよう支援する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師等による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を90%以上にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口の活用を促進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・通年での早出遅出勤務制度等の導入について令和8年度中に検討・試行を行い、令和9年度を目途に実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を正確に把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・実態把握や取組状況に合わせて、随時取り組む内容を見直し、本実施計画を更新・改訂して、教育職員一人ひとりの業務量管理・健康確保措置における実効性のある取組を推進していく。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している「出退校打刻システム」で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校

等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・地域ボランティアの確保などについて、市長部局、学校運営協議会等と連携して取り組む。
- ・各学校の在校等時間の状況を、毎月の実績、具体的措置の取組状況などについて、教育委員会定例会の場などで報告する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・本計画の趣旨や内容等が正しく理解され、教育職員の働きやすさや働きがいの向上につながるよう校長会との連携及び管理職への指導、保護者、地域住民などの関係者間への周知・啓発等の共通理解を積極的に図り、オール長岡で本市における教育の振興と各学校のよりよい環境づくりに取り組む。

長岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施 計画の改訂について

令和８年２月３日開催の長岡市総合教育会議において、本計画の趣旨の見出し
「一学校における働き方改革の一層の推進に向けて」について意見が交わされ、
趣旨をより明確にするために改訂するもの

<改訂する箇所>

計画１ ページの項番１（１）の見出しを以下のとおり改訂

【改訂前】

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨 一学校における働き方改革の一層の推進に向けて一

【改訂後】

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨 一教育職員の働きやすさと働きがいの両立による教育の
質の向上を目指して一

議案第 5 号

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部改正について

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市子育ての駅条例施行規則（平成21年長岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前																				
（開館時間） 第2条 子育ての駅の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。 <table> <tr> <th>施設名</th><th>開館時間</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>子育ての駅なかのし</td><td>午前9時から午後3時まで</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>子育ての駅かわぐち</td><td>午前9時30分から午後3時30分まで</td></tr> </table> （休館日） 第3条 子育ての駅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	施設名	開館時間	（略）		子育ての駅なかのし	午前9時から午後3時まで	（略）		子育ての駅かわぐち	午前9時30分から午後3時30分まで	（開館時間） 第2条 子育ての駅の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。 <table> <tr> <th>施設名</th><th>開館時間</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>子育ての駅なかのし</td><td>午前10時から午後4時まで</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>子育ての駅かわぐち</td><td>午前8時30分から午後5時（土曜日にあつては、午後2時30分）まで</td></tr> </table> （休館日） 第3条 子育ての駅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	施設名	開館時間	（略）		子育ての駅なかのし	午前10時から午後4時まで	（略）		子育ての駅かわぐち	午前8時30分から午後5時（土曜日にあつては、午後2時30分）まで
施設名	開館時間																				
（略）																					
子育ての駅なかのし	午前9時から午後3時まで																				
（略）																					
子育ての駅かわぐち	午前9時30分から午後3時30分まで																				
施設名	開館時間																				
（略）																					
子育ての駅なかのし	午前10時から午後4時まで																				
（略）																					
子育ての駅かわぐち	午前8時30分から午後5時（土曜日にあつては、午後2時30分）まで																				

施設名	休館日	
	週休日等	年末年始
(略)		
子育ての駅 よいた	毎週日曜日、	(略)
	月曜日及び木	
	曜日並びに休 日	
子育ての駅 かわぐち	毎週日曜日及 び火曜日並び に休日	(略)

施設名	休館日	
	週休日等	年末年始
(略)		
子育ての駅 よいた	毎週日曜日及	(略)
	び月曜日	
	____並びに休 日	
子育ての駅 かわぐち	毎週日曜日及 び____	(略)
	__休日	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

「子育ての駅なかのしま」、「子育ての駅よいた」、「子育ての駅かわぐち」について、利用実態に合わせ開館時間及び休館日の変更をするため、長岡市子育ての駅条例施行規則の一部を改正するもの

2 改正内容

(1) 開館時間の変更

施設名	変更前	変更後
子育ての駅なかのしま	午前 10 時～午後 4 時	<u>午前 9 時～午後 3 時</u>
子育ての駅かわぐち	午前 8 時 30 分～午後 5 時（土曜日は、午後 2 時 30 分）	<u>午前 9 時 30 分～午後 3 時 30 分</u>

(2) 休館日の変更

施設名	変更前	変更後
子育ての駅よいた	日曜日・月曜日・休日	日曜日・月曜日・ <u>木曜日</u> ・休日
子育ての駅かわぐち	日曜日・休日	日曜日・ <u>火曜日</u> ・休日

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 6 号

条例改正の申出について

長岡市子育ての駅条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市子育ての駅条例の一部を改正する条例

長岡市子育ての駅条例（平成21年長岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 子育ての駅の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 子育ての駅の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
子育ての駅よ	長岡市与板町与板乙	子育ての駅よ	長岡市与板町与板甲95
いた	<u>5308番地20</u>	いた	<u>番地</u>
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市子育ての駅条例の一部改正について

1 改正理由

「子育ての駅よいた」の移転に伴い、長岡市子育ての駅条例で定める「位置」を移転先住所に改めるもの

2 改正内容

「長岡市与板町与板乙 5308 番地 20」を、「長岡市与板町与板甲 95 番地」に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 7 号

条例改正の申出について

長岡市児童交流会館条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市児童交流会館条例の一部を改正する条例

長岡市児童交流会館条例（平成17年長岡市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前														
（名称及び位置） 第2条 児童交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>長岡市上川西児童 会館</td><td>長岡市下柳2丁目 5番29号</td></tr> </table> （行為の制限） 第3条 長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センター、長岡市才津児童会館、<u>長岡市青葉台児童会館及び長岡市上川西児童会館</u>（以下「児童交流会館」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) （略）	名称	位置	（略）	（略）	長岡市上川西児童 会館	長岡市下柳2丁目 5番29号	（名称及び位置） 第2条 児童交流会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> （行為の制限） 第3条 長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センター、長岡市才津児童会館<u>及び長岡市青葉台児童会館</u>（以下「児童交流会館」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) （略）	名称	位置	（略）	（略）				
名称	位置														
（略）	（略）														
長岡市上川西児童 会館	長岡市下柳2丁目 5番29号														
名称	位置														
（略）	（略）														

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市児童交流会館条例の一部改正について

1 改正理由

上川西児童会館の設置に伴い、長岡市児童交流会館条例に追加するもの

2 改正内容

第2条の名称及び位置に上川西児童会館を追加するもの。併せて第3条の行為の制限の対象となる施設に上川西児童会館を追加するもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 8 号

条例改正の申出について

長岡市保育園条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市立栖吉保	長岡市栖吉町2585番
		育園	地 1
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市保育園条例の一部改正について

1 改正理由

令和 7 年度末をもって長岡市立栖吉保育園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

長岡市保育園条例（平成 13 年長岡市条例第 27 号）の別表「長岡市立栖吉保育園」の項を削る。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 9 号

補正予算の要求について

令和 8 年 3 月補正予算を別紙のとおり要求する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

令和8年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
教育 総務課 (人件費)	▲ 686	▲ 257,878	【歳 入】 (諸収入・雑入・雑入) 。教育総務課雑入 雇用保険料被保険者負担分	▲ 686	・ 会計年度任用職員人件費の減額補正に伴い減額するもの
			【歳 出】 (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) (衛生費・保健衛生費・保健衛生総務費) (教育費・教育総務費・事務局費) (教育費・教育総務費・教育センター費) (教育費・小学校費・学校管理費) (教育費・中学校費・学校管理費) (教育費・幼稚園費・幼稚園費) (教育費・総合支援学校費・総合支援学校費) (教育費・社会教育費・社会教育総務費) (教育費・社会教育費・図書館費) (教育費・社会教育費・博物館費) (教育費・社会教育費・資料館費) (教育費・社会教育費・美術館費) ・職員人件費・会計年度任用職員報酬等	▲ 180,576 ▲ 421 ▲ 42,703 ▲ 300 ▲ 6,263 ▲ 16,900 500 ▲ 1,100 ▲ 2,065 ▲ 1,250 ▲ 3,000 ▲ 3,600 ▲ 200	・ 正規職員の人事異動等の整理のため、減額又は増額するもの ・ 会計年度任用職員の任用が見込みを下回ったこと及び執行額が見込を上回ったため、減額又は増額するもの
教育 総務課	0	45,000	【歳 出】 (教育費・小学校費・学校管理費) 。学校一般管理費 光熱水費 (教育費・中学校費・学校管理費) 。学校一般管理費 光熱水費	25,000 20,000	・ 電気、ガス単価の高騰により光熱水費の予算に不足が見込まれるため、増額補正するもの

令和8年3月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
子ども 政策課	▲ 24,366	▲ 9,688	【歳 入】 (国庫支出金・国庫補助金・民生費国庫補助金) ・物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 (総合経済対策分) ・物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 (総合経済対策分)	▲ 24,000 ▲ 366	・物価高対応子育て応援手当支給事業にかかる経費について、補助金 受入額を減額するもの
			【歳 出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 。国に対する返還金 。県に対する返還金 (民生費・児童福祉費・児童福祉総務費) ・物価高対応子育て応援手当支給事業費 (総合経済対策分) 。物価高対応子育て応援手当給付金 。一般経費 役務費(郵便料等)	14,468 210 ▲ 24,000 ▲ 366	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・令和6年度子ども・子育て支援事業費補助金(児童手当制度改正実施 円滑化事業分)返還金 ・令和6年度新潟県出産・子育て応援交付金返還金 ・令和8年4月以降支給分に係る国の補助金交付が令和8年度に繰越 されることになったことに伴い、令和8年度予算に計上する必要が 生じたため減額するもの
こども 家庭 センター	0	1,372	【歳 出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金 。国に対する返還金	277 1,095	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・令和6年度妊娠・出産包括支援事業補助金返還金 ・令和6年度母子保健衛生費補助金返還金
合 計	▲ 25,052	▲ 221,194			

令和8年3月補正予算見積総括表

繰越明許費

(単位：千円)

課 名	歳 入	歳 出	事業名及び事業の概要	繰越額	説 明
教育 施設課	51,900	63,300	【歳 入】 (市債・市債・民生債) ・ 児童福祉債 ◦ 保育所大規模改造事業 (市債・市債・教育債) ・ 小学校債 ◦ 大規模改造事業	27,000	・ 年度内の事業完了が見込めないことから、 予算を次年度に繰り越すもの
				24,900	
			【歳 出】 (民生費・児童福祉費・児童福祉施設費) ・ 保育所空調設備等改修事業費 ◦ 工事請負費（ひまわり保育園冷暖房・換気設備改修工事） (教育費・小学校費・学校建設費) ・ 小学校大規模改造事業費 ◦ 工事請負費（石坂小学校トイレ洋式化工事）	30,000	
中央 図書館	60,300	67,020	【歳入】 (市債・市債・教育債) ・ 社会教育債 ◦ 脱炭素化推進事業	60,300	・ L E D照明器具の一部において、年度内に 納入が不可能となったことから、予算を次 年度に繰り越すもの
			【歳出】 (教育費・社会教育費・図書館費) ・ 中央図書館改修事業費 ◦ 工事請負費（照明器具L E D化改修工事）	67,020	
合 計	112,200	130,320			